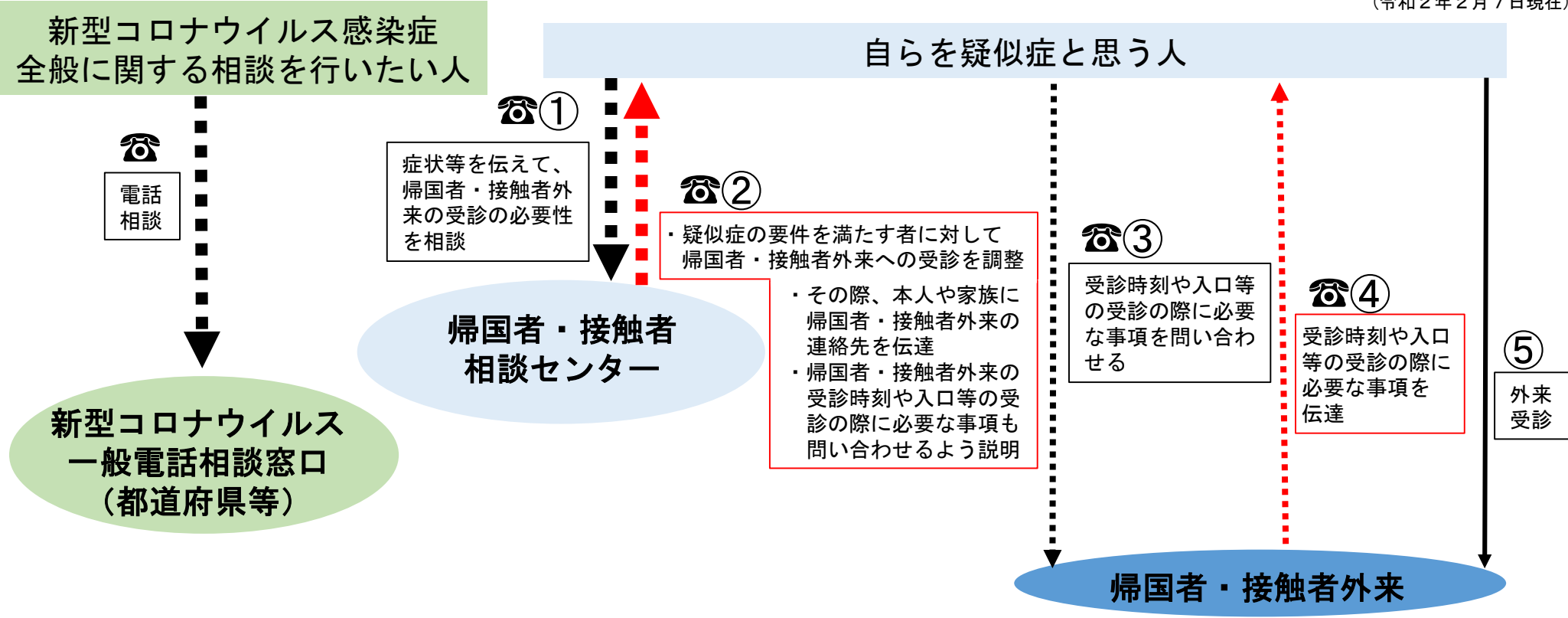


帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来受診までの一般的な流れ

(令和2年2月7日現在)



新型コロナウイルス感染症
全般に関する相談を行いたい人

電話
相談

新型コロナウイルス
一般電話相談窓口
(都道府県等)

①
症状等を伝えて、
帰国者・接触者外
来の受診の必要性
を相談

帰国者・接触者
相談センター

②
・疑似症の要件を満たす者に対して
帰国者・接触者外来への受診を調整

・その際、本人や家族に
帰国者・接触者外来の
連絡先を伝達
・帰国者・接触者外来の
受診時刻や入口等の受
診の際に必要な事項も
問い合わせよう説明

③
受診時刻や入口等
の受診の際に必要な
事項を問い合わせる

帰国者・接触者外来

④
受診時刻や入口
等の受診の際に
必要な事項を
伝達

⑤
外来
受診

【疑似症の主な要件】
 (詳しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」
 (令和2年2月3日健感発0203第2号厚生労働省結核感染症課長通知)をご参照ください。)

【1】または【2】を満たす者

【1】発症から2週間以内に「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接触をした者で、
 ①発熱37.5度以上 **または**
 ②呼吸器症状 **を有する者**

【2】発症から2週間以内に「湖北省を訪問した者」または「湖北省への渡航歴がある者と濃厚接触をした者」で
 ①発熱37.5度以上 **かつ**
 ②呼吸器症状 **を有する者**